

十日町市日本遺産活用事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内のスノウリッチ*スポットが、十日町市の日本遺産ストーリー「究極の雪国とおかまち 一真説！豪雪地ものがたりー」（以下、「日本遺産ストーリー」という。）を活用し、十日町市博物館又は十日町市立里山科学館での深い学びと地域での体験を結び、市域全体を「究極の雪国」を体感できるフィールドミュージアム化することに寄与する取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 文化観光

有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下、「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光

(2) スノウリッチ*スポット

日本遺産ストーリーを通じて当市の雪国文化や体験を紹介する、十日町市文化観光推進協議会認定の「スノウリッチ*スマートガイド」が活動する施設

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす個人、法人及び任意の団体とする。

(1) 市内のスノウリッチ*スポット

(2) 市税に滞納がないこと。複数による申請の場合は、全員に市税の滞納が無いこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

(4) 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業は、補助対象者が、日本遺産ストーリー又はそれぞれの施設で作成しているサブストーリーを用いて観光客等に販売・提供する商品、サービス及び受入環境等とする。

2 補助の対象となる事業は、観光客等に対して、日本遺産ストーリーを活用した商品・サービス等を提供・販売するために必要なものとし、単に観光客等の利便性の向上に資するもの等は除くものとする。

(交付の対象)

第5条 この補助金の交付の対象となる事業種目は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ストーリーを伝えるコンテンツ開発枠

日本遺産ストーリーを観光客等へ伝える展示・解説の整備と合わせて取組む、新しい

商品等の開発又は既存商品の改良、販売促進に要する経費。ただし、単に試作又は調査のみを行うことは対象としない。

(2) ストーリーを活用したコンテンツ開発枠

日本遺産ストーリー又はサブストーリーを活用した新しい商品等の開発又は商品の販売促進に要する経費。

(3) OTA等活用促進枠

日本遺産ストーリー又はサブストーリーを活用した商品等を販売するためにOTAの利用又はME0対策をするのに要する経費。

(4) 周遊促進枠

自社以外のスノウリッチ＊スポットや文化観光拠点施設と連携して、市内周遊を促進するためのキャンペーンやイベントの開催等に要する経費。

(補助金額及び申請の条件)

第6条 この補助金の補助率及び補助金の上限の額は、下記の表の通りとする。この場合において、1,000円未満の額は、これを切り捨てる。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）を含まないものとする。

事業種目	補助率	補助上限額
ストーリーを伝えるコンテンツ開発枠	4 / 5	70 万円
ストーリーを活用したコンテンツ開発枠	2 / 3	10 万円
OTA 等活用促進枠	2 / 3	5 万円
周遊促進枠	4 / 5	15 万円

- 2 補助対象経費は、原則交付決定日から補助事業の実施期間内に発生するものとするが、当該補助金の申請年度の4月1日以降に発生した経費についても遡って補助対象とすることができる。
 - 3 本事業で得られる成果物又は本事業の対象商品等には、原則として、成果物等の目立つ箇所にスノウリッチロゴマークを付すこと。併せて、十日町市博物館及び十日町市立里山科学館の施設紹介を掲載すること。その使用方法等については、日本遺産「究極の雪国とおかまち一真説！豪雪地ものがたりー」ロゴマーク等使用マニュアルに準じる。
 - 4 交付申請をする前年度末時点でスノウリッチ＊スポットに認定されていない施設であっても、交付決定日の属する年度に十日町市文化観光推進協議会が実施する、スノウリッチ＊スマートガイド養成講座に申し込む従業員がいればスノウリッチ＊スポットとみなす。
 - 5 国県等ほかの補助金等の制度を併用する場合は、当該補助金の補助対象経費を対象外経費とすること。
 - 6 その他、交付対象の対象となる経費の範囲については別表1及び別表2を参照すること。
- (交付条件)

第7条 市長は、次に掲げる事項を条件として補助金を交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容及びそれに要する経費を変更（第12条に規定する軽微な変更を除く。）しようとする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業は申請年度内に実績報告書を提出できるものとする。

(交付申請)

第8条 補助対象者は、十日町市日本遺産活用事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請は、第5条各号で定める事業種目1つにつき1回に限る。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に対し、十日町市日本遺産活用事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

（変更の承認等）

第10条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付決定を受けたものをいう。以下同じ。）が第7条第1号又は第2号の承認を受けようとする場合は、あらかじめ十日町市日本遺産活用事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）又は十日町市日本遺産活用事業費補助金中止・廃止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更）

第11条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、書類を審査し、交付決定の変更の可否を判断し、承認する場合には、当該補助事業者に対し十日町市日本遺産活用事業費補助金変更承認通知書（様式第5号）又は十日町市日本遺産活用事業費補助金中止・廃止承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第12条 第7条第1号に定める軽微な変更とは、申請書に記載の事業の内容に異動が生じず、かつ、補助事業に要する経費の減少が20パーセント以内の変更とする。

（実績報告及び請求）

第13条 補助事業者は、事業が完了したときは、十日町市日本遺産活用事業費補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）により市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定と交付）

第14条 市長は、前条の提出を受けた場合は、提出された書類を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、十日町市日本遺産活用事業費補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による請求を受けたときは速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 法令又はこの要領に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。

(4) スノウリッチ*スポットとしての活動の実態が確認できないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助事業者に対し、十日町市日本遺産活用事業費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、十日町市

日本遺産活用事業費補助金返還命令通知書（様式第10号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（報告）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、補助事業の成果等の必要な事項について職員による現地調査又は十日町市日本遺産活用事業費補助金成果報告書（様式第11号）の提出を求めることができる。

附 則

この要領は、令和8年 月 日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

事業種目	費目	備考
ストーリー を伝えるコ ンテンツ開 発枠	報酬	・ 専門家の講師、指導等に対する謝金
	旅費	・ 講師等の旅費、宿泊費
	需用費	・ 体験コンテンツの試作に要する原材料等物品の購入費 ※飲食費、販売目的の物品及び他の用途に転用可能な物品 の購入費は対象外 ・ 広報物・展示物等の作成に係る経費 ・ 事業の実施に必要な物品等の購入費 ※飲食費、販売目的の物品、ノベルティ及び他の用途に転用 可能な物品の購入費は対象外
	役務費	・ 商品サンプル等の発送料金 ・ 新聞折り込み等広告宣伝費
	委託料	・ 市場調査に係る業務委託 ・ 開発商品の成分検査、分析に係る業務委託 ・ デザイン制作の業務委託 ・ WEB 媒体等の整備の業務委託 ・ インフルエンサーやメディアを活用して行う情報発信の業 務委託 ・ 多言語対応のための翻訳業務委託
	工事請負費	・ 備品、設備等の導入に係る経費 ・ 解説パネル等を展示するスペースの改修
	備品購入費	・ 既存の設備等の更新も可能 ※新商品の開発に必要な機能を追加する場合のみ ※外部に発注し、その発注先へ導入するものは対象外 ※パソコンやカメラなど汎用性のあるものは対象外 ・ Wi-Fi 設備の導入（工事含む）も可能 ※観光客等が商品・サービスの提供を受けるために必要な 設備の導入であることが条件（単に観光客等の利便性向 上のための整備は対象外）。 ・ VR 体験等に係る機材の購入費

		※外部に発注し、その発注先へ導入するものは対象外 ※パソコンやカメラなど汎用性のあるものは対象外
ストーリーを活用したコンテンツ開発枠	報酬	・専門家の講師、指導等に対する謝金
	旅費	・講師等の旅費、宿泊費
	需用費	・新商品の試作に要する原材料等物品の購入費 ※飲食費、販売目的の物品及び他の用途に転用可能な物品の購入費は対象外 ・広報物等の作成に係る経費 ・事業の実施に必要な物品等の購入費 ※飲食費、販売目的の物品、ノベルティ及び他の用途に転用可能な物品の購入費は対象外
	役務費	・商品サンプル等の発送料金 ・新聞折り込み等広告宣伝費
	委託料	・市場調査に係る業務委託 ・新商品の成分検査、分析に係る業務委託 ・デザイン制作の業務委託 ・WEB 媒体等の整備の業務委託 ・インフルエンサーやメディアを活用して行う情報発信の業務委託 ・多言語対応のための翻訳業務委託
OTA 等活用促進枠	需用費	・OTA を活用した販売手数料
	委託料	・ME0 対策のための業務委託 ・多言語対応のための翻訳業務委託
周遊促進枠	需用費	・広報物・展示物等の作成に係る経費 ・事業の実施に必要な物品等の購入費 ※飲食費、販売目的の物品、ノベルティ及び他の用途に転用可能な物品の購入費は対象外
	委託費	・デザイン制作の業務委託 ・WEB 媒体等の整備の業務委託 ・インフルエンサーやメディアを活用して行う情報発信の業務委託 ・多言語対応のための翻訳業務委託

別表 2

区分	詳細・注意事項		上限金額
報償費	魚沼管内講師による指導、講演、講話等		2,600 円/時間
	県内講師 A（大学教授級）による指導、講演等		8,500 円/時間
	県内講師 B（A 以外）による指導、講演等		6,000 円/時間
	県外講師による指導、講演等		50,000 円/回
	原稿執筆	日本語 400 字（A4 用紙 1 枚）程度	2,100 円/枚

	翻訳	外国語 200 ワード（A4 用紙 1 枚）程度	5,250 円/枚
		和文英訳 200 ワード（A4 用紙 1 枚）程度	6,460 円/枚
		英文和訳 400 字（A4 用紙 1 枚）程度	4,400 円/枚
		その他和訳 400 字（A4 用紙 1 枚）程度	4,990 円/枚
旅費	公共交通	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な 区間	実費（100km 以上 の移動が対象）
	自家用車	最も経済的・効率的なルートの有料道路通行料 ※燃料代、車両借上げ料は対象外	実費（100km 以上 の移動が対象）
	日当		補助対象外
	宿泊費		10,000 円/人泊
需用費	金券、ノベルティや賞品、贈答目的の物品		補助対象外
その他	商品購入者自身が負担すべきもの		
	本事業の目的及び条件等に適していないもの		